

船場区自治会規約細則

(支 払)

第1条 この船場区自治会規約細則は、船場区自治会規約第43条2項に定められた自治会運営に付随する支出について別途定めたものである。

(祭 礼)

第2条 船場稻荷神社の祭礼には、自治会の代表者が初穂料を供え出席する。

(香料・見舞金)

第3条 本会の会員世帯に葬儀があったときは、自治会の代表者が会葬し、香料を供え弔慰を表する。
2. 本会の会員に災害があった場合は、見舞金を贈る。

(自治会運営活動費)

第4条 会長、副会長、集会所管理者、書記、常会長及び専門委員会の委員長、副委員長の行う職務上の自治会活動に対する手当は、毎年度の会計予算で定めた自治会運営活動費の範囲内とする。
2. 会長は、それぞれの職務者の自治会活動に対して支払う手当の配分を決めることができる。

(個別明細の保管)

第5条 会長は、毎年度毎、それぞれの職務者に支払った自治会運営活動費の明細書を作成し、保管するものとする。

付則 1. この細則は、平成29年7月15日より施行する。